

仕 様 書 (案)

1. 事業名

令和6年度地域・日本の新たなレガシー形成事業
「戦国最強の武将「上杉謙信公」の魂が眠る戦国最強の山城「春日山城」の復元実現可能性調査」

2. 事業目的

将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるよう、地域・日本のレガシーとなる観光資源を形成することが重要である。

戦国時代の名将・上杉謙信公の居城として知られる春日山城は、複雑な自然の地形を巧みに利用し、土木工事により築かれた堅固な城塞は難攻不落の天下の名城といわれ、地域住民たちの保全活動により、空堀や土塁、大井戸といった山城の特徴を現代に伝えている。

国指定史跡春日山城跡について、これまで「春日山城跡保存管理計画書（平成21年3月上越市教育委員会）」等により、史跡としての価値を後世に残すことを第一に、環境保全活動等の取組を推進することで、保存と活用が図られてきた。

しかしながら、春日山城跡は非常に広範であること、当時の建造物等が存在しないことから、歴史に詳しい来訪者以外にとって、観光資源としての魅力を理解することが難しい部分がある。

本事業では、2030年に生誕500年を迎える上杉謙信公と春日山城を上越市のレガシーとし、また、全国屈指の規模を誇る往時の春日山城の山容を復元することで、その貴重な歴史的価値の「保存」と、旅行者に感動を与える「活用」を共に推進していくこととする。そのために、本事業において昨年度実施した「令和5年度将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業「戦国最強の武将「上杉謙信公」の魂が眠る戦国最強の山城「春日山城」の復元実現可能性調査」（以下「令和5年度調査」という。）の調査結果を基に、春日山城跡整備計画の検討、有識者からの意見聴取及び地元関係者等との合意形成を図ること等により旅行者満足度の高い観光施策プランの作成を行う。

3. 事業実施地域

新潟県上越市

4. 事業内容

(1) 春日山城跡整備計画検討

令和5年度調査の調査結果及び上越市の通年観光計画等を踏まえ、「春日山城跡整備計画（仮称）」を作成する。作成にあたっては、上越市が本事業とは別に検討を進める観光コンテンツ計画（春日山地域観光コンテンツ計画等策定業務）について可能な限り整合を図り反映させること。

業務内容

- ①春日山城跡のゾーニングを検討し、総構復元、空堀などの景観復元（地質調査、排水計画検討等）、春日山全体の排水処理及び法面保護の整備計画を策定する（遊歩道、誘導サイン、休憩施設、トイレ、駐車場及び周辺観光施設（馬場広場等）等の整備案の検討含む）。総構復元の整備計画の検討にあたっては、上越市が本事業とは別に実施する地中探査結果等を踏まえ、必要な測量、整備に伴う排水計画及び復元手順、令和7年度以降の発掘調査（発掘箇所、プロセス及びタスク等）等について検討する。

- ②上記①の整備計画におけるパースの作成。
- ③上記①の整備計画における関係者との優先順位の検討及び優先順位を踏まえた全体スケジュールの作成。

(2) 文化庁協議、維持管理体制の提案、事業費・維持管理費算定等

本事業を進めるにあたって必要となる関係機関等との連絡・調整、維持管理体制の提案、事業費・維持管理費の算定等を行う。

業務内容

- ①法第125条で定める現状変更等の制限等に関する文化庁との協議にあたり、必要となる関係者との連絡、調整、資料作成及び事業内容の説明。
- ②上記(1)の他、必要事項の整理及び維持管理体制の提案並びに全体事業費・維持管理費の算定。

(3) 「春日山地域観光有識者会議（仮称）」の開催

春日山地域に関する観光有識者による会議を開催し、上記(1)の結果を踏まえつつ、当該地域における復元・整備計画の検討を行う。

業務内容

- ①有識者会議の構成員についてリストアップ及び関係者との調整及び検討。
- ②有識者会議の運営に関する一切を行うこと。

(4) 事業報告会の開催

本事業の成果について、関係者等への報告会を開催する。

業務内容

- ①事業報告会の運営に関する一切を行うこと。

5. 定例会の実施

北陸信越運輸局、新潟県上越市及び請負事業者の三者において、事業進捗状況等を確認する定例会を月1回程度開催すること。開催方法及び開催日時等については北陸信越運輸局に相談した上で決定することとする。なお、開催方法は対面の他、オンラインも可能とする。

6. 事業の進め方

本事業は、北陸信越運輸局が新潟県上越市（以下「連携先」という。）と連携して実施するものである。

請負事業者は、北陸信越運輸局及び連携先と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議をしたうえで実施していくものとする。なお、事業期間中は北陸信越運輸局の求めに応じて随時進捗状況を報告できるようにすること。

7. 成果物の提出

次の事項について、9. 履行期限までに、北陸信越運輸局観光部観光地域振興課へ提出すること。

- (1) 業務実施報告書：製本3部（A4判）及び電子データ
- (2) 業務実施報告書概要版：3部（A3判片面～両面程度）及び電子データ
- (3) 事業を通して撮影した写真画像：電子データ
- (4) その他監督職員が指示したもの

※業務実施報告書及び業務実施報告書概要版については一般公開可能なものとする。

※電子データは、Word、Excel、PowerPoint等において編集可能なファイル形式及びPDF形式の両方とし、ディスクメディア（DVD-R等）で提出するものとする。

8. 事業費の負担

本事業に要する経費については、北陸信越運輸局が全額負担する。

9. 履行期限

令和7年3月14日（金）まで

10. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、北陸信越運輸局に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 国外及び日本の国内事情等により、不可抗力による問題が生じた場合については、北陸信越運輸局及び連携先と協議のうえ、決定する。
- (7) 北陸信越運輸局と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議のうえ、その指示に従って進めること。

11. 監督職員

北陸信越運輸局観光部観光地域振興課 課長補佐